

## 個人情報保護に関する特記事項

### (個人情報保護)

本契約の履行において、個人情報に関与する場合には、受注者及び本契約において発注者が認めた再委託先の業者（以下「受注者等」という。）は個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守し、個人情報の保護に細心の注意を払わなければならない。

- 1 受注者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- 2 受注者等は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守すること。  
本業務が終了した後も、同様とする。
  - (1) 本業務以外の目的で使用しないこと。
  - (2) 盗用しないこと。
  - (3) 第三者へ提供しないこと。
  - (4) 本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。
  - (5) 発注者に無断で改変しないこと。
  - (6) 発注者に無断で持ち出さないこと。
  - (7) その他市長が別に定める事項。
- 3 受注者等は、業務の実施に当たり貸与された個人情報を本業務の終了後、速やかに発注者に返還すること。ただし、発注者が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。
- 4 受注者等は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者等は、発注者が求めるときは、本業務に係る契約内容の遵守状況について報告しなければならない。
- 6 受注者は、発注者から委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等の申出があった場合は、応じなければならない。
- 7 受注者等が前各項に掲げる事項に違反した場合は、発注者は受注者に対して契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 8 秘密保持の義務違反は、法令の規定により処罰の対象となる。

## 使用車両に関する特記事項

### (使用車両)

本契約の履行に当たり、受注者が使用する車両については、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の使用に努めること。
- 3 低公害・低燃費な自動車の使用に努めること。
- 4 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は、写しの提出を発注者が求めた場合、速やかに提示又は提出すること。